

子育て支援員（仮称）研修制度に  
関する検討会（第3回）  
議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会  
（第3回）  
議事次第

日 時：平成26年9月29日（月）15:30～17:30

場 所：中央合同庁舎第4号館 1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）子育て支援員（仮称）研修制度について
- （2）子育て支援員（仮称）研修の基本（共通）研修科目等について
- （3）その他

3. 閉 会

○汐見座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方には、大変御多忙のところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、事務局より資料の確認と構成員の出席に関する御報告をいただきます。お願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に、議事次第がございます。

次に、資料1「子育て支援員（仮称）研修制度の整理」。

資料2「子育て支援員（仮称）研修の基本（共通）研修科目等（素案）」。

資料3「専門研修（地域保育コース）のイメージ（案）」。

参考資料1「『子育て支援員（仮称）』の創設について（研修体系のイメージ）」。

参考資料2「構成員提出資料（橋本構成員）」。

参考資料3「構成員提出資料（新保構成員）」。

参考資料4「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）（抄）」。

参考資料5「平成27年度概算要求の概要（雇用均等・児童家庭局）」がございます。

以上、お手元でございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますけれども、本日は、橋本構成員及び矢藤構成員が所用により御欠席でございます。

なお、伊藤構成員は所用により御欠席でございますが、代理として船橋市子育て支援部保育課主幹の丹野誠様に御出席いただいております。

あと、薬師寺構成員が少しおくられているようでございますが、まもなく到着するというところでございます。

以上でございます。

○汐見座長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は「子育て支援員（仮称）研修制度」の枠組みに残されている議論と、基本研修、その研修の中身そのものについて、議論したいと思っております。

これまで、子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みについて、そして研修科目の内容について、既に議論を重ねてまいりましたが、専門研修ワーキングチーム、それぞれワーキングチームでの議論も始まってきておりますので、この会は親会になりますが、親会として制度の枠組み、研修科目等についての素案をまとめて、各専門研修ワーキングチームの研修科目の検討につなげていくということが課題になっております。

本日は、子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みについて、これまでの議論を整理した

資料、基本研修科目の素案をまとめた資料について用意いただいておりますので、事務局から、まず、最初に説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、今回、子ども・子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みについて、これまでいただいた御意見と論点を整理しまして、確認するための資料を御用意いたしました。

資料1をごらんください。

資料1では、これまでいただきました主な意見等を踏まえて整理したものを並べております。

これは、枠組みの整理を踏まえまして、実施要綱等に反映をして策定するということを考えている資料でございます。

まず「名称」でございますけれども、これまで仮称としておりましたが、本研修制度により、養成する者の目的・役割を適切にあらわしていることから、本研修制度で認定する者の名称を「子育て支援員」とするのとお考えしております。

また、子育て支援分野では、既に様々な研修事業が、地方公共団体ですとか、民間団体で取り組まれておりますので、それらの名称が定着している地域もあることから、現場での混乱を考慮しまして、改めて愛称等の募集は行わないということといたしました。

続きまして、2番目で「子育て支援員の位置づけ」でございます。

子育て支援員につきましては、前回の検討会で緩やかな総称という御提案をいただきました。これらを踏まえまして、子育て支援分野において、新たに創設される職種ではなく、子育て支援員研修を受講したことにより、必要な知識や技術を習得した者に対する「通称」であるという整理と事業に応じて、それぞれの職名である「保育従事者」ですとか「家庭的保育補助者」としてそれぞれの事業に従事していただくというものでございます。

「研修対象者」でございますけれども「育児経験豊かな主婦等を主な対象」と強調することによりまして、保育等の専門性について社会に誤解を与えないようにすることと、一方で職業経験ですとか、育児経験など多様な経験を有する地域の人材に御協力いただきたいという思いもございまして「保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等」ということとしたいと思っております。

次に「実施主体（都道府県・市町村の役割）」の整理でございます。

今回の子育て支援員の従事先としまして想定する事業は、多くが市町村事業として行われているというところと、子ども・子育て支援新制度におきましては、これら事業の中で従事要件としているものについては、「市町村長が行う研修を修了した者」とされております。

このため、本研修制度においては、市町村を実施主体とし、また、研修を実施することが困難な市町村も想定されるということから、3行目の括弧書きになりますが「（市町村

長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修)」となっておりますことから、市町村長の指定を受けて、都道府県が管内で円滑な人材確保を行えるよう、都道府県もあわせて実施主体とすることとしております。

具体的には、都道府県は管内で適切に研修が行われるよう市町村と連携し、研修実施が困難な地域にあっては都道府県が研修を実施するほか、放課後児童クラブですとか社会的養護など都道府県が実施する事業や研修内容・機会の確保の面から都道府県単位で行うことが適切なものについては、都道府県が中心となって行うものという整理をしております。

「委託のあり方」についてでございます。前回の検討会で御議論いただいたところでございますが、委託については都道府県または市町村が適当と認める民間団体への委託を可能としますというところ。さらに、社会福祉協議会ですとか、指定保育士養成施設等委託可能なのですけれども、その際には、研修内容や養成回数、開催時期などを適切に確保されるよう留意する必要があるということを明記しております。

1枚おめくりください。

次は「養成数の把握」についてでございます。

前回の検討会の中で、なかなか都道府県では養成数の把握が難しいという御意見がございまして、そこを整理したものでございます。

子ども・子育て支援新制度に基づいて策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」により、小規模保育等の地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業に必要とされる量と従事者数等が見込まれますので、この見込まれる数から現に当該事業に従事している方を勘案しまして、必要数を把握するということが可能かと考えております。

「研修の構成」についてでございます。これまで共通研修と事務局案ではなりましたが、尾木先生から基本研修とございましたので、今後は「基本研修」と統一したいと考えております。「基本研修」と「専門研修（4コース）」により構成する。地域保育コース及び地域子育て支援コースにつきましては、さらに対象事業ごとに細分化するということが専門研修ワーキングで検討するということが整理しております。

次に「子育て支援員研修の実施方法」についてでございます。子育て支援員研修は「基本研修」と「専門研修」を同一の実施主体で行うことが研修の一体的な実施から望ましいところですが、一方で異なる自治体で行う場合もございますので、そういった場合には、基本研修の受講を確認する受講証明書とか、そういったものを交付することとし、それを確認して、専門研修の例えば社会的養護であれば、県のほうで実施していただいて「子育て支援員研修修了証」を交付するというものを考えております。

次に「研修修了証・受講要件」の関係を整理したものでございます。

「基本研修」と「専門研修」を専門研修の1つのコースを修了したことにより、修了した研修に応じまして「子育て支援員研修修了証」を交付するというところでございます。

この修了証を交付された方、支援員が他の専門コースを受講する場合には、基本研修は免除するというところでございます。

ただし、利用者支援事業につきましては、保育士資格等を有する者の受講の要件について、さらに専門のワーキングのほうで検討するという整理をしております。

続きまして「利用者支援事業の位置づけ」でございます。

前回の検討会で、橋本構成員から御意見をいただいたものでございます。

利用者支援事業では、利用者と地域資源、または地域資源間のコーディネートを行うなどソーシャルワーク機能を有しており、他の事業と性格を異にすることから、利用者支援事業につきましては、保育等に関する知識や技術のみで機能するかのような誤解を招かないように、利用者支援事業の機能等について明記するということとしたいと思います。

次に「研修ガイドラインの作成」でございます。

研修のガイドラインにつきましては、その研修科目ごとに意義やポイントとなる項目・目標等を示しまして、研修の実施の際の留意点とすると。

特に、保育者として保育に従事する地域保育コースと基本コースにつきましては、現在あるような指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に規定されている通知の例を参考に策定すると。

地域保育コース以外のコースにつきましては、各事業の特性に配慮して作成するとなっております。

別紙1で、前回、お示ししましたガイドラインの概要をつけております。

次の3ページ目が「修了者名簿の管理」でございます。

これも実施主体において管理をすることとしたいと思っておりますが、他の事業、例えば障害保健福祉で行っていますサービス管理責任者の例などにならしまして、氏名・連絡先・修了年月日、修了証書番号等、こういった必要事項を記載した名簿を作成して、それを実施主体ごとに管理する。委託によって行った場合は委託先は委託元に遅滞なく提出するというを考えております。

続きまして「フォローアップ研修・現任研修のあり方」でございます。

小規模保育等の研修など、研修の修了が従事要件となっている事業につきましては、直接保育に携わる事業であることを勘案しまして、現行の家庭的保育事業と同様に「フォローアップ研修」ですとか「現任研修」を実施することが望ましいと整理させていただいています。

その際、実施に当たっては、実施内容ですとか、開催頻度については、各事業の特性や地域の実情に応じて行うということを考えております。

上記以外の事業につきましては、地域の実情等に応じて研修ができるよう「フォローアップ研修」や「現任研修」の目的・内容を勘案して研修を行うものとして考えております。

続きまして「フォローアップ研修・現任研修の実施体制」でございます。

子ども・子育て支援新制度では、都道府県が従事する者の資質の向上について中心的な役割を担っていることから、フォローアップ研修・現任研修の実施に当たっては、認定す

る際の研修と同様に都道府県単位で行うことが適切なものについては都道府県を中心に実施すると。それ以外につきましては、都道府県と研修の目的や内容に応じて、都道府県と市町村が連携して実施することが望ましいと整理しております。

フォローアップ研修と現任研修の中身については、別紙2で整理しております。

次に「研修と就労の接続」でございます。

前回の検討会で、研修だけ行って、その後、なかなかお仕事がなかったり、研修で終わってしまうという御指摘がございました。それを踏まえまして、研修の実施に当たっては、地域での保育等の資源の状況ですとか、人材の需要について、研修の中において理解できるよう検討したいと考えております。

次に「履修漏れへの対応」でございます。

やむを得ない事情により、所定の科目、例えば欠席したことによって、一部履修漏れが生じた場合については、原則として同一実施主体で履修することが望ましいわけですが、ただし、当該実施主体が適当と認めた場合には、他の実施主体での研修であっても、履修を確認した上で修了証を交付しても差し支えないと整理したいと考えております。

次に、前回の検討会で御提案がございました研修修了者がスキルアップのために他の研修の一部科目を履修したいというような場合の対応についてでございます。当該研修の研修の構成ですとか、定員の状況などがございますので、そういった部分の妨げにならない範囲内で受講は可能となるよう整理したいと思っております。

次に「研修講師の養成」でございます。

こちらも前回の検討会でこういった研修をやるには、研修の講師の確保が重要だということがございました。

指定保育士養成施設の御協力等を仰ぎながらやっていくわけでございますけれども、この先、養成状況を踏まえまして、研修会の講師の確保など、体制整備について、今後、検討をしていきたいと思っております。

参考資料4では、先ほどお話ししました告示の抜粋でございますけれども、これは都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成するための基本的記載事項を整理しております。

中ほどに下線が引いておりますように「国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要」と。

「都道府県は、このための中心的な役割を担っており」というところです。

その下の下線でございますけれども「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上」の措置に関する事項を定めることとなっております。

さらにその下の行でございますが「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込む」とことと、その次の行、「また」以降には「地

域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行う」こととされておりますことから、人材確保について都道府県と市町村が連携して行っていただきたいと考えております。

以上、子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みについての整理を御説明させていただきました。

○汐見座長 ありがとうございます。

今の御説明についての質疑を行う前に、専門研修のワーキンググループの検討が、今、順次始まっておりまして、この8日には社会的養護、そして先日26日には地域保育、そして本日はこの少し前に放課後児童クラブのワーキングチームの検討が行われました。

まだ放課後児童クラブについては、先ほど終わったばかりですので、まだ整理中で報告は難しいと思いますが、社会的養護チームと地域保育ワーキングチームの検討状況について、御説明をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

これはどなたが。

○田野保育課課長補佐 先に地域保育ワーキングチームについて説明します。

○汐見座長 では、先にお願ひします。

それでは、どうぞ。

○田野保育課課長補佐 地域保育コースの事務局の保育課の田野と申します。よろしくお願ひいたします。

9月26日、先週の金曜日に地域保育に関します第2回の専門研修ワーキングチームを開催いたしております。地域保育コースの研修カリキュラムの話と、現行の家庭的保育事業におきます研修の取り扱いについて、御議論をいただいております。

1つ目の地域保育コースについてでございますけれども、個別の科目の必要性についても、かなり今回は御意見をいただいております。

地域保育コースの大枠の話としましては、本日の資料3ということで「専門研修（地域保育コース）のイメージ（案）」というものをつけていただいておりますけれども、これは先週行いましたワーキングチームのときの資料です。

共通研修の上に専門研修を実施するというようになっておりますけれども、この地域保育の専門研修をさらに共通部分と各事業ごとの部分の2段階の研修に分けるという方向で御議論いただいております。

また、「家庭的保育」と「小規模保育」と「事業所内保育」につきましては、赤の点線で囲ってございますけれども、研修カリキュラムの共通化が考えられるということで、基本的にはこの3つの事業については、1つの研修にするという方向で御議論をいただいております。

ただ、「一時預かり」につきましては、この3つと一緒にするかどうかという部分については、少しまだ御意見をいただいておりますので、ここについては、整理をしたいと考



えてございます。

あともう一つが、現行の家庭的保育事業の研修の取り扱いについてで、現行の家庭的保育事業の基礎研修について、新しくできます子育て支援員の専門研修に返ることとして、家庭的保育事業の基礎研修をなくしてしまうかということについて御議論をいただいております。

家庭的保育事業の基礎研修につきましては、保育士資格を有する有資格者の方についても、家庭的保育者になるために受講していただくという枠組みになってございますので、自治体の事務も鑑みまして、有資格者の方については引き続き基礎研修を受講していただくという方法と子育て支援員の研修のうち、現行の基礎研修に相当する部分について受講していただければよいという取り扱いにしてはどうかということで御議論いただいております。

もう一つが、現行の基礎研修を既に受講し終わっている家庭的保育者、あるいは家庭的保育補助者について、また、改めて子育て支援員の研修を受講しなくても引き続き従事できるようにするという方向で御議論をいただいております。

あと、研修全体にかかわる部分では、親会でも議論になってございますけれども、フォローアップ研修とか、現任研修というのは必要というような御意見と、あとeラーニングなどの方法による受講というものも認めてはどうかというような御意見等もいただいております。

地域保育コースにつきましては、もう少し議論を深めていきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○汐見座長 それでは、社会的養護の。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 担当の鈴木専門官が、今、こちらに向かっていますので、到着いたしましたらご報告いたします。

○汐見座長 ああそうですか。では後で。わかりました。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 お願いいたします。申しわけございません。

○汐見座長 ありがとうございます。

それで、これから今の子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みのこれまでの議論の整理と新たな提案と地域保育ワーキングチームの検討状況についての御報告がございました。

今の御説明、御報告に御質問、御意見がございましたら、しばらく自由に議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

その前に、ちょっと確認しておきたいのが、今、御説明いただいた中で、地域保育のワーキングチーム、今、基礎研修とおっしゃったのは、ここの共通研修と違うカテゴリー。

○田野保育課課長補佐 現行の家庭的保育事業の基礎研修を有資格者の人がそちらを受けてもいいという形で残していくという方向で考えています。

○汐見座長 ちょっとややこしいですね。

○田野保育課課長補佐 すみません。

○汐見座長 基礎研修とおっしゃったカテゴリとここの「共通研修」というものと、それからこれを検討するのですが、基本研修と名前を少し変えたほうがいいのではないかというのが出ていまして、ちょっとややこしくてあれなので、その辺をもう一回説明を丁寧にやっていただけますか。

○田野保育課課長補佐 現行の家庭的保育事業につきましては、厚労省の通知で、基礎研修として有資格者の人が家庭的保育者になるための研修でもあり、資格の有無にかかわらず家庭的保育補助者になるための研修があります。あともう一つ、保育士資格がない人が家庭的保育者になるための認定研修という2つの種類の研修がございます。

それで、先ほど説明が足りなくて申しわけなかったのですが、今回、その基礎研修を土台として、地域保育の専門研修のコースをつくりますので、全部、そちらを受けるようにすればいいのではないかというような考え方もあるとは思いますが。ただ、有資格者の方について、共通研修を受けて、さらに地域保育コースの研修を受けるのかというと、保育士の資格を持っている方については、少なくともその共通研修の部分は、既にもう学んでいらっしゃる部分なのだろうということがございまして、それであれば、改めてそういうものを含めて、子育て支援員の研修全体を受けていただくということではなくて、現行にある家庭的保育の基礎研修を引き続き自治体のほうがやりたいということであれば、そちらを受けても、家庭的保育者あるいは家庭的保育補助者になれますよという道を残そうということです。

○汐見座長 なるほど。

○田野保育課課長補佐 すみません。

○汐見座長 ありがとうございます。

現行の家庭的保育、ほかにも実はそれぞれの資格等の研修があるので、その辺の検討、新たに取らなければいけないのか、かつてのこれである程度代替できるのかということ、多分、検討になっていくと思うのですが、家庭的保育については、基礎研修、かなりあれば時間数にすると多いですね。何時間でしたか。

○田野保育課課長補佐 21時間から22時間。

○汐見座長 二十何時間ありましたね。それを受けた場合に、これを新たに取らなければいけないのかどうかについて検討中であるということでした。

どうもすみませんでした。

では、どうぞ、御自由に御意見をお願いします。

○堀内構成員 資料1についてです。

資料1の2ページの「子育て支援員研修の実施方法」のところで、研修は基本研修と専門研修を同一実施主体で行うことが望ましいということです。

そういたしますと、県でやったり、各市町村でやったりということになってくるのかなと思います。

その場合、ちょっと心配なのが、レベルの同一性ということと、最初から専門コースを

選ばないで、まず基本研修をまず受け、その基本研修で学んでいくことを通して、自分の進むべき専門コースを選ぶという場合、この基本研修はどこで担うのが適切なのかなというものが1つ疑問に思っています。

それからもう一つです。

その下の研修の修了証のところとさらに修了者の名簿の管理のところです。

これも、今の話と連動してくるのですけれども、研修を実施したところで修了証を交付すると。それから実施主体において名簿を管理するということになりますと、市町村は自分のところで実施した修了者の名簿を持ち、そして県も自分で実施した名簿を持つということになります。各市町村が実施した名簿については、何かルール化をしないとわからないという状況になってしまうということと、その修了証についても、A市、B市、C市が発行したそれぞれの専門コースごとの修了証と何パターンもできてしまうのかなという、ちょっとその辺が心配だなと思っております。

以上です。

○汐見座長 今のことについて、何か御意見ございますか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今、検討を行っているところでございますが、まず、基本研修、専門研修ともに基本的には都道府県と市町村がそれぞれが実施できるということを考えております。

ただ、多くの場合、市町村の実情を考えると、全て基本研修、専門研修を市町村で担うのは難しいところもございますので、先ほど御説明したように、実施できない地域、市町村であれば、都道府県において担っていただく仕組みとしているわけでございます。都道府県、市町村それぞれで修了証を発行できるという形になってございますので、ルール化をしましては、国において一定のフォーマットをお示ししまして、それに各自治体が共通した情報を入力して管理していただくということを考え、なるべく、都道府県、市町村の実施主体の御負担にならないようにと考えているところでございます。

○汐見座長 よろしいですか。

○堀内構成員 すみません。そういったしましても、都道府県なり、全国的なり、共通した電算システムを持つということではないと思いますので、やはり自分のところでやった研修についての名簿をそれぞれが持つということになりますでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 現在、考えているのは、実施主体ごとでございますので、そのとおりでございます。

○汐見座長 統一的な管理があったほうがよろしいという御意見でしょうか。

○堀内構成員 この子育て支援員というものが全国共通の資格ということになりますと、例えば、引っ越しをした方が静岡県のA市で受講してきました。そこの修了証を持っています。今度は愛知県に引っ越しましたという場合、当然、証明証は生きるわけなのですけれども、そうすると、愛知県のほうは静岡県のA市に確認をして、こういう方が確かに受けていますねという名簿の確認をしたりすると思うのですが、その辺にちょっと心配が残

るという意味です。

○汐見座長　そういう御意見が出ていると。

　　お願いします。

○堤構成員　すみません。松戸市の堤です。

　　今の名簿の関係なのですが、ということは、松戸市は千葉県なので、県の名簿を公開して松戸市の支援者として採用することができるということになる。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐　公開。

○堤構成員　公開というか、情報がないと松戸も採用ができないではないですか。それは県の名簿をいただけるという仕組みになるということですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐　名簿を提供するというか、研修を修了した方が研修の修了証を持って松戸のほうで確認していただくということを考えております。

○堤構成員　チェックをするということですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐　はい。

○汐見座長　今回の提案の趣旨は、それを一元管理すると相当煩雑な、逆に仕事がふえるということもありますし、管理上の責任のややこしい問題も生じるので、実施主体が一応名簿を管理して、修了証という証書を何かいただいて、それを提出することで、私はこういう資格を持っていますのでここで働きたいというようなことができるようなシステムで大体できるのではないかという御提案だと思うのです。

　　それにも、やはり確認の作業等が必要なのではないかという先ほどの御意見だったのですが。

　　どうぞ、お願いします。

○尾木座長代理　そのことと少し関連することかと思えますけれども、小規模保育等の地域型保育では、研修の修了が従事要件となっているにもかかわらず、この子育て支援員としての研修制度を全て履修済みでない方が現場に出る可能性がないともいえないと思うのですね。

　　その際に、やはり意図的にそうするわけではなくて、なかなか受講し切れない、それから、残りの科目を受講したいのに、研修の機会がないというような場合が考えられますので、何か例えば、各保育室であるとか、あるいは利用者に対して、この人は支援員の研修済みであるということと、まだ受講の途中であるというようなことが明確になるような示し方ということも何らかの方法で周知徹底していただけないかなと思っているところです。

　　以上です。

○汐見座長　そうですね。

　　実際にやってみないとわからないところがありますけれども、例えば、2科目取れなかったときは、例えばここまでだったら準何とかと認定してしまう、3科目以上は今回は取れなかったということにしてしまうとか、それで私は準なのでということで、仕事しながらあと2科目とりますとか、そういうことにするとか、いろいろ自治体ごとに出てくるか

もしれませんね。

ある程度ガイドラインをつくっておかなければいけないですかね。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今の点なのですけれども、履修の状況については、履修証明等、例えば1科目漏らしましたというものを確認するために、履修証明ですとか、そういったものを発行できるようにしまして、不足分がほかの自治体でもわかるというような仕組みにしておりますので、逆に、今、何が不足しているのかというのはわかることになります。

○汐見座長 わかるような履修証明ですね。

履修証明をきちんともらえば、それはカバーできるのではないかという御意見です。

どうぞ、ではお願いします。

○古閑構成員 古閑でございます。

私のほうからは、2点。まず、実施主体のところ少し御質問です。ちょっと今までのお答えと重複するところがあるかもしれませんが、まず、研修制度の整理の1のところ。本研修制度の実施主体というところで、ちょうど中ほどに「本研修制度においては市町村を実施主体とする」、市町村で実施が難しい場合には、都道府県と連携してということで、市町村がまず前面に出てきているような印象を受けて、これまでの議論をすごく丁寧に反映していただいて、本当にありがたいなと思っています。一方で、研修制度の整理③の「フォローアップ研修・現任研修の実施体制」のところですが、ここの考え方のご説明を読ませてもらうと「都道府県が従事する者の資質の向上について中心的な役割を担っている」という表現になっていて、ちょっと私の読み方の問題かもしれないのですけれども、先の記述との違いですね。少し表現の違いが出ているのがどういうことなのかというものを少し伺えればと思っております。

○汐見座長 では、お願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 すみません。文言の整理上、ここの書き方は新制度の先ほど御説明しました参考資料4のほうで、都道府県が中心的な役割を担うということがございましたので、このような整理になっておりますけれども、恐らくフォローアップ研修・現任研修については、それぞれの事業単位ですとか、市町村単位でやれる場合も多いかと思っておりますので、そういったことも踏まえまして、都道府県、市町村が連携して実施することが望ましいと整理をさせていただきました。

その部分が文言として少し丁寧ではなかったのかなと、今、反省しております。

○古閑構成員 もう一点よろしいですか。

○汐見座長 はい。

○古閑構成員 今度は研修ガイドラインのところなのですけれども、ガイドラインの別紙1に共通研修、専門研修のことを書いていただいているのですけれども、これまでの議論にもあったとおり、フォローアップ研修・現任研修についても、丁寧に議論させていただきましたので、ぜひガイドラインのほうにもフォローアップ研修・現任研修について、そ

の内容と共に重要性というものを、ぜひガイドラインのほうにも何らかの形で載せていただけたらありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○汐見座長 どうぞ。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 そうですね。研修のガイドラインについては、科目ごとにつくるというイメージで、それぞれの事業ごとに若干異なってくるので、詳細に各事業ごとにフォローアップ研修について、どの程度まで整理できるか、特に地域保育コースですとか、基本研修については、そういった部分についてはどういうところがフォローアップ研修・現任研修が必要かみたいなことを書くことあるいはつくっていくことは可能かと思っていますので、そのようにしていきたいと思っています。

○古閑構成員 ありがとうございます。

○汐見座長 関連して御意見ございませんか。

今回、フォローアップの現任研修でかなり詳しく整理していたださっていますが、恐らくある程度の時間内で養成せざるを得ない。実際に、職場、現場に行ってみたら、非常に難しい問題等が発生して、必ずしも専門的に長時間の講義を受けていない人たちの処理に余るようなことがしょっちゅう起こるということで、それを乗り越えて力をつけていくためには、このフォローアップないし現任研修というものは、今回は特に大事な位置を占めるのではないかという、多分、そういう背景があるのだと思います。

そのために、我が国のいろいろな子育て支援関係の仕事を、一応、フォローアップ等は建前上やるということになっているのは多いと思うのですが、必ずしもそれが制度的に充実しているという感じはまだないものですから、今回は、ここを丁寧にやるのがこれからの何か1つのモデルになり得るといってもありますので、この辺はちょっと今の古閑構成員の意見もひとつ参考にしながら、丁寧に御検討いただければと思っています。

○尾木座長代理 よろしいですか。

○汐見座長 はい。

○尾木座長代理 今の御発言と関連することなのですが、このフォローアップ研修と現任研修については、ぜひ子育て支援員だけではなくて、実際に現場で一緒に働く保育士であるとか、あるいは放課後児童支援員であるとか、そういった方も一緒に受けられる研修というものも考えていただきたいと思います。

そのほうが学びも多いですし、一緒の場で同じ講義を聞いて、同じ情報を得るとか、知識を得るとかあるいはそこで演習が行われるということも非常に有効だと思いますので、そういう方向性もぜひ御検討いただきたいと思います。

○汐見座長 そのほかに御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○薬師寺構成員 すみません。それぞれの事業ごとに乗り合いといいますか、子育て支援員の研修として科目を認めるということが、家庭的保育事業の基礎研修としてみるとか、今後、専門ワーキングのほうで検討されると思うのですけれども、そういった整理表を

また見せていただきたいと思います。

放課後児童クラブはどうか、いろいろ履修したことにするという中身について、また教えていただきたいと思います。

それと、資料1の先ほども出ましたが、実施主体のところなのですが、都道府県は研修を実施することは困難な市町村も想定されるということで、市町村長の指定を受けてという形を書かれているのですが、そうしますと、市町村の養成すべき人数といいますか、それが計画で示されることになるのですけれども、その中で、市町村がこれだけ必要だということを受けて、都道府県がするというかなりそういう形をとるものなのでしょうか。

都道府県みずからするというのもあるのですけれども、それぞれの市町村にそういった指定を受けて、その人数を養成するという割とかつちりしたようなイメージなのでしょうか、そのところを教えてください。

○汐見座長　お願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐　かつちりしたイメージというよりは、都道府県のほうで県内の圏域ごとに事業量ですとか、それぞれの事業ごとの必要性、確保量等を把握していますので、そういった中で全体を把握していただいて、その上で各市町村がどのような感じで研修を行うかというような調整を行って、都道府県が担う部分を整理していただきたいと考えております。

特に、市町村のほうから何人養成してくださいという指定を受けてやるということまでを考えているものではないです。

○汐見座長　この参考資料4を今日いただいたのですけれども、これはまた大変大事な内容だと改めて私などは感じたのですが、これからの子育て支援事業で大事なものは人材だと。人材の質だということだと思っておりますが、その人材の質を確保、担保していくためには、国、都道府県、市町村、そしてもちろん実際にやる事業者、総合的に人材を確保し、その質を高めていかなければならないとまず書いた上で、都道府県がこのための中心的な役割を担っておるという文言があるのですね。これは都道府県、今回の新制度は実施主体が基本的に市町村であるということを強調する制度ですよ。だから、市町村はなかなか大変なのですが、首長の姿勢等、それまでのやり方等によっては、人材養成もなかなか手が回らないところだって出てくる可能性がありますよね。そういう場合のことも想定して、人材養成の基本的な責任で一番大事なものは、都道府県にまずあるのだということをごちゃごちゃと書いてきたということは、市町村の責任にありますというよりは、都道府県にきちんとした人材養成の責任があるということを書かれたということは大事だと思うのです。

というのは、これは例えば、かつて三重県などは、幼稚園の先生と保育所の先生と小学校の先生を同じところで研修をするという制度をつくりました。

ところが、保育所などは市町村がやっている。幼稚園も公立は市町村だけれども、私立は県であるというようなところで、本来、市町村の職員がなぜ県の研修をするのだという

ことが問題になって、潰れてしまったことがあるのです。

それで、やっていた人は非常に残念がって、というのは、市町村でやる研修のレベルと都道府県でやる研修のレベルはどうしても人材の確保の点でも研修者も都道府県のほうがしっかりしてくるわけですね。

ですから、そういうことで、逆の負の経験があった、そこから教訓で、やはり研修が大事なときは都道府県がしっかりやるということが逆に大事だということが出てきているのですね。

ですから、その教訓を踏まえた上でのこの指針だと私は思いまして、ですから、今回はもちろん市町村がやらなければいけないのですが、都道府県もこういう人材養成について、積極的にやらなければいけないのだという義務が課せられているのだとお読みいただければなと思っております。

○薬師寺構成員 すみません。今、座長が言っていたように、基本指針に書かれたことが基本であると。この研修制度の整理の資料1で、指定を受けて都道府県がかわりにやるのだという位置づけではなくて、人材確保、人材育成については、都道府県なのだというところを前面に出していただいたら。書き方は難しいと思うのですが、そういう意味で申し上げました。

○汐見座長 これは上手ないい関係をつくってほしいということですね。

お願いします。

○堀内構成員 都道府県は中心的な役割を担っている、都道府県が全体の計画も見て、市町村の状況も把握しているということですので、それであれば、自分で首を絞めるつもりはないのですが、個人的な意見と聞いていただければいいのですが、基本研修は、都道府県がやるべきではないかなと私は思っております。

もっとも、場合によっては、例えば、地域保育コースで、早急にその各市町村の中で、これだけの人材を育てたいのだというような緊急性のある場合、もちろんその市町村で最初の基本研修から、地域保育コースの専門研修までやっていただければいいと思うのですが、基本は都道府県が共通研修を行い、そして都道府県で修了証を出し、名簿の管理をするということが望ましいかなと個人的に思っております。

以上です。

○汐見座長 これは市町村の規模とかいろいろございますし、東京23区のように余り都道府県と変わらないような規模のところもございますので、原則としてということで、この原則を貫くということは大事だということだと思います。

ほかにどうぞ、御意見ございませんでしょうか。

○松村構成員 よろしいですか。

○汐見座長 お願いします。

○松村構成員 細かい点なのですが、フォローアップ研修についてちょっとお伺いしたいのですが、この資料を見ている限りでは、フォローアップ研修は例えば5ペ



ページ目に年2回程度、1回2時間程度と書いてあるのですけれども、私から2つほどちょっと確認したい点は、研修は集団で研修をするという形態ですかね。

いわば、社会福祉でいうところのスーパービジョンみたいな個々にいろいろ問題が出てきたときに対応するのではなくて、やはりほかで考えられているようなみんなを集めてやるということなのかということが1点確認したい。

そうであれば、なぜ2時間なのかということも、わざわざ集まってきていて、これは理由が何かあると思うのですが、よろしくをお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 フォローアップ研修に関する御質問でございましたけれども、7ページ目にフォローアップ研修と現任研修のイメージを整理しておりまして、このベースになっているのが家庭的保育なのですけれども、フォローアップ研修につきましては、相談とか、質問を行って、研修を受けて、いざ現場に入った後の疑問ですとか、そういった問題点を話し合うということを考えていまして、ある程度集団とは考えておりますが、基本的に大きな集団を考えているわけではございません。まず、フォローアップ研修のスタイルを考えていまして、2時間というのは、ある程度現場に従事しながらということがありますので、2時間程度としました。特に2時間程度でなければいけないというわけには思っていないのですが、そういった意味で、イメージとして整理をしているところでございます。

○汐見座長 よろしいでしょうか。この7ページのところのフォローアップ研修と現任研修では、かなりやり方を変えて書いておりまして御提案されていまして、基本的にはフォローアップ研修というのは、今、おっしゃっていただいた1対1の指導という形、スーパーバイズという形ではなかなかやる力といいますか、それだけの財力というものはないと思いますので、何人かの集団で実際にやってみた悩み等を出し合いながら、ある程度ディスカッションとアドバイスをやっていくような研修という形がイメージされています。

現任研修のほうについては、もう一度改めて勉強し直そうという感じの形になっておりまして、一応、6科目が考えられているということでもあります。

○薬師寺構成員 すみません。

○汐見座長 どうぞ。

○薬師寺構成員 どうしても実施主体の立場で考えてしまうのですけれども、先ほど堀内構成員もおっしゃっていたのですが、どうしても履修された方の証明ですとか、受講者名簿というところの事務は、かなり煩雑になることが予想されておりまして、以前、都道府県が保育士試験を事務担当しておりましたときに、やはり、1つ1つの科目をその人がどこまで終えた方ということやずっと名簿として管理してきたという経過がございまして、それと同じような事務が発生するのかなというところを予想しております。

その中で、やはり保育士の試験につきましては、一括管理していただくというちょっと残っておりますけれども、そういった流れもありましたので、その辺が47都道府県でいろいろ確認作業をしたりというところがどんどん広がっていくというところがございます

ので、その辺の一旦制度としてはいろいろと実施要綱で定められると思うのですが、随時、また意見を聞いていただいて、改善といいますか、事務が煩雑にならないように、効率的にできるような形での運用をまた年度を重ねながらつくっていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○汐見座長 ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

議題は今日はこれが半分なのですが、もう一つ大事なことがありますので、もしなければ次に移りたいのですが。

それと、私のほうから1つ、委託のあり方と1ページ目の一番下のところに、都道府県知事または市町村長が委託するというので、実施主体は都道府県及び市町村であると。しかし、こういうことを専門的にやるというと、これはセクションが必ず自治体にあるわけではありませんので、委託をするというときに、社会福祉協議会それから保養協等の機関あるいは養成校とあとNPOという言葉が出ています。これは率直に言いまして、これは今回の制度ができて、これは誰が手を挙げてくれるのだろうというのが、私は一番実は現実的な問題だろうと。私のような養成校にいまして、これをまたやっていただきたいと言われても、では1人、人をふやしてくれというような声必ず出てきまして、非常に手いっぱいやっておりますから、しかも、今、保育教諭の特例のこともやっいまして、それで、どうしても、人材養成のような定評のある学校とか企業とかまで考えざるを得なくなってくる可能性があります。

ここで「地域のNPO法人など、子育て支援分野にノウハウを有する機関等」と書かれているのですが、子育て支援についてノウハウがあるということと、研修をしっかりとやるということはちょっと違うことだと思うのです。

ですから、もちろん子育て支援のことについてよくわかっていないところが研修されたら困るのですが、子育て支援分野にノウハウと書くのか、子育て支援分野の研修にノウハウを有すると書くのか、微妙に違うなと思ったのです。

私は「の研修に」という言葉を少し入れておいたほうがいいのかとちょっと思ったものですから、ちょっと感想めいた意見ですが、いずれにしても、どう具体化していくか、どこかで検討しなければいけないと思います。

どうもすみません。私のほうから。

それでは、次のテーマですが「子育て支援員（仮称）研修の基本（共通）研修科目等について」の検討に入りたいと思います。

まず、最初に事務局のほうから御説明をお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料2をお手元をお願いいたします。

失礼しました。社会的養護の検討状況説明がまだ出来ていないので、尾高補佐からお願いしたいと思います。

○尾高家庭福祉課課長補佐 すみません。家庭福祉課の尾高と申します。

どうぞよろしくお願いたします。

鈴木専門官が所用にありまして、ちょっと席を外しております、私のほうから社会的養護のほうのワーキングチームの概要について、御報告をいたします。

お手元の資料の参考資料1を御用意いただけますでしょうか。

「『子育て支援員（仮称）』の創設について（研修体系イメージ）」のところの左から2つ目ですね。「乳児院・児童養護施設」の補助的職員というところが、今回のワーキングチームの検討していただくところの部分であります。

9月8日に第1回が開かれまして、制度の説明であるとか、社会的養護コースの意義につきまして、御説明とあと活発な御議論をいただきました。まず、子育て支援員の位置づけということで、今の参考資料1のところの「乳児院・児童養護施設（補助的職員）」の補助的職員のところについて議論がありました。

乳児院・児童養護施設の関係者からは、児童養護施設、乳児院については、非常に難しい子どもさんが入所しているというところで、非常勤職員が施設の中で働いていないわけではないのですが、やはりそういうところで働いていただくということについて、やはりしっかりとした形で働いていただきたいというところの話がありました。

もう一つ、ファミリーホームという補助職員が働いているところがあるわけなのですが、こちらについては、現時点で研修制度というものがありませんで、研修に努めなければならないということにはなっているのですが、そういう意味で、こういう研修体系ができるということで、より社会的養護に関する知見を深めた方が入ってくるのではないかとということで、非常に歓迎をされておりました。

そういう意味で、施設のほうとファミリーホームでの対応は若干違うところはあるのですが、それはやはり難しい子どもが入ってきているというところの対象の部分が非常に現場の中で大きな課題となっているということだと思われま。

続きまして、参考資料1の乳児院・児童養護施設等と赤字で書いてありますが、この「等」について議論がありました。

この子育て支援員の対象範囲についてどういうものかということでございます。

対象範囲につきましては、乳児院・児童養護施設だけなのかということでしたが、ファミリーホーム関係者もそちらにいましたし、実際にファミリーホーム関係者も入っていますよということでもありますし、あと、児童自立支援施設でありますとか、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームについてはどうなのでしょうかという意味で、社会的養護関係施設全般についてどうでしょうかということであるわけなのですが、こちらについても、補助職員が働いておりますので、それは施設ごとの雇用関係の中で働いていただくときには、そういう方を働いていただければよろしいのではなかろうかということでお話をさせていただいたところでもあります。

それについては、特に異論がなかったところでもあります。

下の「社会的養護コースP5～10時間」というところについてお話がありました。

これは子育て支援員の研修内容について、どういうものかということで、議論がありました。

最初に、制度の説明が少し長くございましたので、より具体的な話としては、これからということになるわけなのですが、その中で出たのは、まずは子どもの遊びというのはすごく大事だろうということで、こういうものは入れたらどうかというところでありました。

それから、保護者に対することですが、保護者へのやはり理解とか連携ですね。保護者への対応というよりは、保護者への理解、連携というものはどうかということで、コモセンスペアレンディングというようなさまざまな保護者に対するプログラムみたいなものがありますので、そういうものに触れたらどうかというところがありました。

また、母子生活支援施設の関係の話も出ましたが、DVの関係とかも含めたらどうかというような話がありました。あと、昨今、施設の中で問題となっている性的な関係、子ども同士の性的な関係とか、自立に向けた対応、支援というところについて入れたらどうかというようなお話がありました。

簡単であります、以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

今の御説明で何か御質問ございますか。

非常に私たちも理解しやすいテーマが、今、議論されているということで、参考になったと思いますが、この社会的養護コースの基本の運営の研修については、多分、これは市町村が無理で、都道府県だと思います。

こういう意味で、都道府県がやらざるを得ないような研修もやはり中にはあるのだという感じがいたします。

ありがとうございました。

それでは、資料2のほうについてお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料2について御説明させていただきます。

1 ページ目では「基本研修の科目・内容についての主な御意見・論点」を8つに整理しております。

まず「子育て家庭の理解に関すること」というところでございます、ここにつきましては、現在の子どもたちを取り巻いている状況の中に、貧困や非行という問題があって、対象を理解する上では、こういった問題、非行や貧困について理解しておかないと、そこで働く人にとって大きなインパクトになってしまうという御意見がございました。

これについては、科目の中の「子ども・子育て家庭の現状」という中に含まれているという御意見がございまして、後ほどその整理を御説明させていただきます。

次に「子ども・子育て家庭の現状」ということで、子育て家庭の現状は、子育て不安を抱える家庭や特別な支援を真に必要とする家庭が増えてきている現状にあって、さらに虐待の背景には貧困やひとり親家庭など、さまざまな困難を抱える家庭があると。現場で、

子育て支援員がぶち当たる壁としてこういったものがあるので、特別な支援を必要とする方への支援について、基本研修に設けることは非常に意義があるという御意見でした。

3番目「子育て支援員の役割について」。

こちらについても、現在の子ども・子育て家庭の現状を理解することや、子育て支援の理念・基本的な考え方を理解して、子育て支援員の役割・倫理・理念・意義を押さえることは重要であるという御意見をいただきました。

次、4番目でございますが「子どもの遊びの理解」です。

子どもが育つ基本的な場である「遊び」がなくなっている中で、なぜ「遊び」が大事なのか「遊ぶ」ためには何が必要なのか、「遊び」の中で養われていく「関わる能力」「工夫する力」など、人間の基礎力について、共通研修の中で学ぶ必要があるのではないかという御意見でした。

次に「緊急時の対応」について。

こちらについても、病気やけがが起こった場合の対応や、あるいは虐待が疑われる場合もあることから「緊急時の対応」についても、共通研修に含めてはどうかということでもございました。この意見につきましては、専門研修の中で、対象事業の内容ですとか、それぞれの特性に応じ、踏まえて専門研修で行ってはどうかという御意見もございました。

次に「子育て支援員の役割と倫理」でございます。

「保育の原理」と「対人援助の価値と倫理」の2つの項目で90分となっており、1項目当たりになると45分であると。そうすると「保育の原理」の中で「遊び」「貧困」「学習支援」などを扱うには時間が足りないのではないのか。それぞれ45分ではなく60分にしたらどうかという御意見がございました。

次に「『発達への理解』と『保育の原理』」についての御意見、論点でございます。

「発達」とは何かということをしっかり理解することは非常に重要である。「保育の原理」というのは発達の理解につながることから「保育の原理」と「対人援助の価値と倫理」という組み合わせだけではなく「発達の理解」と「保育の原理」という構成も考えられるという御意見でございました。

最後でございますが「子どもの発達をどのように捉えるか」という切り口で御意見がございまして、子どもの発達について、前回の資料の橋本構成員から提出されました研修内容の構造図にあります「子どもは自ら発達しようとする能動的な存在」「発達の各段階の特性、各段階に意味があること」「日常の中の育ち、応答的存在」という構成を踏まえて、どのような視点で「発達観」というような視点をもって捉えるかが基本研修において必要ではないかという御意見がございました。

これらを踏まえまして、2ページ目以降、整理をしておりますので、2ページ目をお開きください。

こちらのページから「基本研修の科目・内容（素案）」として整理をしております。

まず「（研修科目の考え方）」整理してみました。

基本研修の科目は、子育て支援員として子育て支援分野に従事する上で、最低限修得しておくことが必要となる基礎的な知識・原理・技術・倫理に関するものとして、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持ち従事できるようにするものとする。事業の特性や年齢に応じた具体的な内容については、専門研修によって修得するというものを基本研修の考え方と整理しました。

次以降が科目の整理でございます。こちらにつきましては、尾木座長代理と橋本構成員から、前回、提出していただきました資料から、各構成員の御意見をまとめて事務局において整理したものでございます。

赤字で書いたものが、前回から変えたものでございまして、そちらの中心に御説明させていただきます。

まず、最初に橋本構成員から提出されました研修内容の構造という3つの構造がございましたので、それに合わせて整理すると科目の意味が理解しやすいと考えまして、見出しとしてつけてみました。

まず、1番の見出しとしまして「制度や社会状況における事業の役割を捉えるための科目」として「①子ども・子育て家庭の現状」と「②子ども家庭福祉」というものです。

これにつきましては、赤字のところ、事務局のほうで目的として整理をしました。

目的は、前回、尾木座長代理からの資料はなかったのですが、事務局で内容を理解し易く、さらに今後のガイドライン等を作成する上でも必要と考え整理しました。

①番で子ども・子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。

②番で家庭の意義と多様な子ども・子育て家庭のニーズについて理解する。

③番で子ども・子育て家庭の支援について理解する。

非行や貧困について御意見がございましたので、明示的に④番で子育て家庭の貧困や非行などの背景の概要について理解するというものを加えてみました。

次に、②の「子ども家庭福祉」でございます。こちらのほうは①で子ども家庭福祉施策・制度の現状と課題について理解する。

②番で多様なニーズに対応する子育て支援サービスの現状の理解と課題。

③番で児童福祉施設等と専門職の役割を理解するというもの。

④番で地域の子ども・子育て支援体制について現状と動向を理解するという整理をしております。

2番目の見出しとして「援助の意味や役割を理解するための科目」とし、

③で「子どもの発達」についてでございます。

ここで遊びについてというものを内容の4番目で加えております。

目的の①番でございますが、子どもの発達の概要について理解する。

②番で子どもの発達についての発達観の視点について理解するというものを加えています。

③番で生涯発達の概要について理解する。

④番で子どもの発達に応じた援助の基礎について理解するというもの。

⑤番で具体的な「遊び」についての意義と「遊び」の質について理解するというものを加えております。

次、科目の見出しが分かれていますがいりますが、まずは見出しとして「子育て支援員の役割と倫理」と、④の科目としまして「保育の原理」です。

こちらにつきましては、当初、尾木座長代理からいただきました案では、科目ではなく、項目として立てていたものですが、時間数の表示をするということで、科目として整理しております。

時間数について、機械的に90分だったものを45分といたしました。それを60分にし、目的をさらに加えて、①発達成長過程に応じた保育の基礎について理解する。

②番で情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解するとしております。

⑤番目の科目としまして「対人援助の価値と倫理」。

こちらについても、機械的に45分と分けたものを60分と整理しております。

目的につきましては、①対人援助の基礎。

②関係者・関係機関との協働についての基礎を理解する。

③番目で対人援助の手法と利用者の保護の基礎について理解する。

④番目で子育て支援員（仮称）の役割と倫理について理解するという科目にしておりません。

3番目の見出しとしまして「家庭の特性を理解するための科目」として整理しました。

⑥番目の科目として「子ども虐待と社会的養護」でございます。

こちらにつきましても、目的を整理しまして、①子ども虐待とその影響、虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応と概要について理解する。

②番目といたしまして、虐待を受けた子どもに見られる行動の概要について理解する。

③番目で子どもの権利擁護の概要について理解する。

④番目で社会的養護の意義と現状・実施体制の概要について理解する。

⑤番目で社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。

この5点を加えております。

⑦番目で「子どもの障害」という科目でございます。

こちらにつきましては、①障害の特性について概要を理解する。

②番目で障害児支援制度の概要についての理解。

③番目で障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要を理解する。

④番目で障害児支援サービス等の現状について理解するというものを整理しています。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、素案の3番のところでございますけれども、こちらにつきましては、前回の検討会で専門研修で行うという御意見もございましたが、専門研修なのか、基本研修なのか、もう少し議論したほうが良いと考え、4番目の見出しとして「子どもの安全確保」という見出しをつけまして⑧番の科目として「緊急時の対応」

ということで整理をしております。

こちらの内容につきましては、第2回で資料4として事務局で整理したものをそのままつけている次第でございます。

合計で8科目9時間（540分）の構成となっております。

素案の位置づけは※印にありますように、各専門研修ワーキングチームにおいて基本研修科目等の素案を踏まえて専門科目を検討した上で、その専門研修の検討を踏まえた上で、再度、基本研修についても整理するべきところがあれば整理をしたいというもので、素案として整理をしているところでございます。

以上、素案についての説明をさせていただきました。

○汐見座長 ありがとうございます。

前回の議論を踏まえた上で、改めてカリキュラム内容について御提案いただきました。

このことについて議論する前に、お手元に本日御欠席なのですが、橋本構成員から提案が届いていますので、参考資料2をお出しいただけますでしょうか。

私のほうから代読させていただきたいと思います。

「意見書」子育て支援員（仮称）の基本研修の内容に関する提案

1. 「基本研修の科目・内容（素案）」の時間配分について。

総合時間が9時間になっておりますが、可能でしたら1日で研修を終えられるような構成にしたほうがよいように思います。「子育て支援員（仮称）」の研修が都道府県で実施することになることも予想されます。その際、研修時間が2日以上になると受講者の宿泊を伴うことになり、そのことが影響して受講者が少なくなることも考えられます。さらに、多くの会場の貸出時間は、9時または9時半からになっていることを考慮すれば、1日7時間が妥当かと考えられます。

事務局提出案の①～⑦までを各60分で設定することを一案として提案いたします。なお、⑧に関しましては、意見の3で別途提案しております。

2. 「基本研修の科目・内容（素案）」にある目的に関わる内容の重複について。

子どもの発達の目的③の「子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する」は、保育の原理の「①発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する」と重複するように思います。そこで、前回の座長からの御提案も踏まえて、子どもの発達に応じた援助の基礎を「保育の原理」に含めてはどうかと思います。そして、備考等に「保育の原理」と「子どもの発達」は特に関連させて教授する等を挿入いただくと講師も留意しやすいかと考えます。

3. 「緊急時の対応」について。

「緊急時の対応」については、非常に重要な内容と考えられます。そのため、より具体的な対応の方法を専門研修で伝えるほうが、実践に役立つと考えます。例えば、子どもの事故は、発達を見極めることで予防しやすくなります。そのような観点を「子どもの発達」で伝え、年齢、発達に応じた具体的な対応方法を専門研修で伝えるとより学びが深くなる



と考えられます。この点に関しましても、講師が基本研修と専門研修の関連を考慮しながら教授できるよう、備考に明記いただくなど工夫をお願いいたします。

以上ということでございます。

それでは、今の橋本提案の場合は、かなりこれも、今、事務局が提案してくださった内容に対する大きな修正になりますので、これについて、かみ合わせながらぜひ御意見をいただきたいと思います。

それでは、しばらく自由な議論をしたいと思いますので、お願いいたします。

どうぞ。ではお願いします。

○尾木座長代理 尾木でございます。

私は基本的に橋本構成員の3番の意見には賛成です。

「緊急時の対応」というところなのですが、やはり対象児童や事業が違いますと、緊急時に子どもが逃げることができるのかどうか、あるいは自分で避難するというようなことができる子どもかどうかによって、緊急時の対応の中でも何を大事にしなければならないかということが違うと思いますので、この緊急時の対応という部分については、専門研修のほうに回していただけたらと思っています。

それから、今、専門研修の検討も進めている中で、地域保育に関しては、なかなか時間を削ることができずにあります。そちらのほうで、当初から必要だと思って考えられている研修内容の中の何かを削っていかないと、全体的な時間数というものがとても長くなってしまいうような現状にありまして、ただし、これまでの家庭的保育事業の基礎研修をもとに考えますと、それよりも幅広い視野でこの基本研修の中で、子ども・子育て家庭の現状であるとか、子ども家庭福祉あるいは障害というような、これまでは含まれてこなかった部分にまで視野が広がる、そういう知識を持った方たちが補助者として働くということはすごく意義があることだと思っていますのですけれども、やはり時間数が長くなると、全てを修了することがとても困難になるということもありますので、ぜひ構成員の皆様の御意見をいただいて、何かと何かを組み合わせることによってとか、少しこの時間数を短くするような、あるいは合体するような案というものがいいものかどうか、御意見をいただきたいと思っています。

以上です。

○汐見座長 これは原理的なこうあるべきだということと、現実的にという問題とのバランスが大事なのだらうと思いますけれども、各ワーキングチームの中で出てくるのは、多分、これも入れたい、あれも入れたいということは間違いなくて、ですからそのうちの一部はこの基本のほうに回していただいとせざるを得ない面も出てくるかもしれませんね。

どうでしょうか。

○薬師寺構成員 すみません。

中身につきましては、ちょっとまた今日、橋本構成員から御提案いただいた内容については、ちょっとまとまらないのですけれども、実施する側からしますと、7時間でも1日

で終わられるのかなというのが正直ありまして、実際には子育てとか、子育て支援に関心のある方は、そういった職業に就こうと思われている方ということで、当初は専業主婦層ということもあったとは思いますが、実際にはそういった方々も含めて幅広く人材を養成するという制度だと思っておりますので、そういった方々が朝から夜までの研修、7時間、9時間はないのですが、7時間も可能なかどうかという、そこは1日で終わられるのかということのちょっと現実的な検討が必要かなと思います。

○汐見座長 あとどうですか。

お願いします。どうぞ。新保さん。

○新保構成員 私は、この本制度、子育て支援員という仕組みは、市民の方で福祉分野で働くということについて興味のある方をできるだけ我々の分野に入っていただくということが一番最初のねらいであったと思います。

そのねらいを達成するためには、1日である程度のものができるということは目指すべき目標なのではないかなと思います。

私たちは、福祉や保育の領域で、専門職を養成しているので、つつい中にいろいろ盛り込みたくなってしまいます。

ですけれども、福祉人材の本当の入り口の入り口の人たち、私たちのところに来ていただきたいという思いを持って、最初の入り口に入ってきていただくということですので、どうにかして1日で基本研修が終わるようにして、そこに入ってきていただくことはぜひやるべきではないかと思えます。

そのように考えると、場合によれば4時間から6時間、このぐらいのものというのは、1つの目安になるのではないかなと私は考えます。

以上です。

○汐見座長 では、お願いします。

○松村構成員 私も、今の新保構成員の御意見に賛成です。

先ほどまでやっていた放課後児童のほうの専門研修のところでも出てきた意見の中に、この基本研修が一体何をやればいいのかというときに、最も大事なことは、やはり1つは子どもにかかわる仕事をするという人の姿勢をつくる。つまり、自分が子どもを育てたからできるわけではない。社会的な仕事ですから、違う状況、30年前とは今は違うとか、そういう意味での何かを教え込むというよりは、その人たちの子どもを育てる仕事にかかわることの姿勢とか、基本的なスタンスをつくるということが最も大事なことだと思うのです。それに加えて、例えば6時間なら6時間としたら、少し基本的なことを研修するということはあり得ると思いますが、最もここで子育て支援員の基本研修でなければいけないことということから優先順位をつけていけば、いいのではないかと思います。

以上です。

○汐見座長 優先順位をつけるというのはもう少し減らすという方向でですか。

○松村構成員 そうですね。最初申し上げたように、新保構成員と同じ意見で、余り何も

かも盛り込むというのではないという方向がいいかなということが1点です。

それと、加えて私の意見として、あるいは先ほどまでの放課後の会議でも出てきましたが、何を最もこの研修で伝えるのかということの優先順位の配列みたいなものは要るかなと思います。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。では、お願いいたします。

○堤構成員 松戸市で、今、スタッフ養成講座とあって、一時預かり事業の従事者となるために、27時間の研修をしているのですが、毎日、3時間の3カ月の期間に実習を含めて、支援者の方たちはその3時間でも頭はもうパンク状態で、これを1日でやるとなると、最後のほうが理解がちょっと難しくなってくるかなと感じます。

1日でやるのと、1週間を置いて自分の中で消化して、次の講義に向かうのとは違うので、いかすのであれば、基本研修では、松戸市でやっているもので大事にしているのは障害の部分と虐待とあと事故防止と発達で、加えて、親へのかかわり方は支援者は一番は子どもではなく、実は親へかかわることで、今、苦勞されている。放課後もそうですし、保育もそうなので、そこの部分がちょっと抜けているので、入れていただきたいと思いました。

以上、意見です。

○汐見座長 専門研修の前に、どの分野でも、今の保護者へのかかわり方というのは非常に大事だということですね。

○堤構成員 そうですね。

○汐見座長 それをもし、この中でどこかに入れるとなりますと、1番なのでしょうか。それとも「対人援助の価値と倫理」の5番なのでしょうか。あるいは2番でもあり得ますよね。

いずれにしても、現在の親の価値観だとか、対応の仕方というものを少し勉強していただいてどこかに入れていただきたい。

ほかにどうでしょうか。

幾つか出て、私、個人的な意見を言って申しわけないのですが、この橋本構成員の意見が出まして、ちょっと計算してみたのですが、7時間を1日といいますと、率直に言いまして耐えられないだろうと思います。

これまでいろいろなところを私もやってきました。集中して机に座って勉強するというのに久しく離れている人は、7時間というのは、大体朝9時とか、そうすると、例えば、自動車朝6時に家を出て、9時に始めて、午前中3時間やって、午後4時間やって、5時か5時半まで続けて、ほぼ10分の休みで続けてとやったら、最後の科目は頭に入らないだろうという感じがありまして、短くするという事は大事なこともかもしれませんが、1日でというのは、ちょっと現実に難しいのではないかな。

そうしまして、今、御提案いただいたあれを少し割り振って見たら、例えば、2日でやるとなりますと、10時から始めて、午前中60分科目を2つやり、午後は90分科目を1つと60分科目を1つで4時ぐらいに終わるのですね。1時半から再開してということ。

そうすると、4科目でこれでも疲れますよね。疲れますが、まだ耐えられるかなという。

だから、3科目3科目2科目で3日に分けて、土曜日3回1カ月連続で、いずれにしても、橋本構成員の御意見は非常によくわかるのですが、1日でというのは、現実的にはなかなか難しいなというのがやっているほうからの率直な感想です。

それから、もう一つは、専門のほうの研修がしっかりしていただければいいのですが、この制度そのものについて、余り安上がりの支援員を国としてどんどん出してほしくないという批判意見もございますので、なるべくならばきっちりやっているというイメージで提案したほうがいいということもありますので、詰め込みでやるというぐあいにならないほうがいいのではないかとこのことがありまして、今の新保構成員の意味もよくわかるのですが、逆に余り現実的ではなくなってしまうのではないかとこのことでもあります。

○新保構成員 すみません。

○汐見座長 どうぞ。

○新保構成員 私は、ここは分かれ道としてとても大事なところだと思います。繰り返して申し上げますけれども、この制度はもともと市民の方で、我々の領域に関心を持っていただいた方に入ってきていただきやすいルートを1つ用意する。

私たちはもともと保育士養成だとか、小規模保育に関する専門的な養成というものを既に持っているわけで、それ以外のルートということで、入ってきやすくするルートを1つ用意しておくということが、今回の制度の中で最も重要なことなのだろうと思います。

小さな保育士をつくるのではないと思います。

関心を持っていただいて、入ってきていただくということについて、私たちは配慮しなければいけないと考えます。それが私にとっては1日であり、もしかしたら半日であるかもしれないと思います。

例えば、1日であるなら、6時間が限度でしょうし、そして周りにもやはり3時間という話はあるのかもしれませんが、だとすれば、あとで私自身の提案を参考資料3でやらせていただきますが、その考え方で言うと、3時間を2セットということで、基本研修ということが終わるのかなと思っています。

以上です。

○汐見座長 その場合も、やはり1日でというのは余り現実的ではない。

○新保構成員 ええ。3時間だったら2日間でも結構です。

○汐見座長 実際は、そういう現実的な問題が大きいのだと思うのです。

ここでできなかった部分は専門研修でやっていただくというようなことで、それは割り振りが可能なのですけれども、今、新保構成員の御意見は、とにかくそれほどハードルを高くしないで、市民がこの世界に入ってこれるような制度にしたほうがいいということ

ね。

○新保構成員 はい。

○汐見座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○尾木座長代理 この基本的な研修制度の考え方だと思うのですが、前回、私が資料を出させていただきましたが、基本的には基本研修を終えて、専門研修に進むというような形態になるのだと思うのですが、地域によっては、やはり小規模保育等の人材が至急必要だというような場合もあって、例えば、市町村がその地域保育の研修をする場合は、そちらが先行するというようなケースも考えられなくはないと思うのですが、そういうことがあっていいのか、あるいはあくまでも基本研修受講済みの人が専門研修に進むのだというようなこの順序性を決めて例外なしにしてしまうのかとか、そういう状況が必ず起きてくるのではないかと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○汐見座長 これは事務局としてはまず基本をとということで想定しているわけですね。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 はい。

○汐見座長 内容はそういうことになっていますので、原則はやはりそこを余りしてしまうと、いろいろ混乱が起こる可能性はありますね。

○堀内構成員 すみません。

○汐見座長 お願いいたします。

○堀内構成員 カリキュラムの内容のことではないのですが、前回、尾木座長代理の御提案の中にございましたが、やはり基本研修をやった後、専門コースに進むにつけて、その各地域にどういう資源があるのか、どこで人材を必要としているのかということやまずは受講者の方にわかっていただくというのは非常に重要だと思いますので、この基本研修のカリキュラムの前に、そういう時間が30分から1時間ぐらい必要ではないかなと思っています。

以上です。

○汐見座長 このことは、多分、論点になりそうですので、先ほどの新保構成員のほうから別に提案が用意されているということですので、それもちょっとお伺いした上でもう少し議論したいと思いますので、ちょっとお願いします。

参考資料3を見ていただきたいと思います。

○新保構成員 ありがとうございます。

先ほど申し上げたことと重なることがありますが、この子育て支援員の仕組みというのは、将来の福祉人材を担っていただく方をどうにかして私たちが確保したいという思いの仕組みとしてできたのだらうと思います。

市民の方で、子ども・子育ての領域であり、その他の分野であれ、福祉人材になっていただく方を確保しないと、私たちの20年度、30年後というものはイメージしにくい社会になるのだらうと思います。

それをイメージしながら、現在の子育て支援員の仕組みを考えなければいけないのだろうと思います。

私自身は、福祉人材確保にとって、物すごく大きな分岐点に、今、私たちはいると思っております。先ほどの子育て支援員の内部ということと言うならば、先ほど1日3時間ぐらいが限界ではないかという話でしたので、3時間を2セットぐらいで基本研修を終えないかというのが私の現在の提案ということになります。

例えば、子育て支援員の研修ということをして2つの基本研修について、2つの領域に分けて、第1段階が支援の基盤に関すること。第2段階が児童に関する基礎に関することということで、それぞれ3時間程度で終わらせられないか。それ以外の部分については、他の領域で必要な範囲で各論として専門研修という形で回せないかというのが現時点での提案でございます。

その理由というのは、私たちは、今、子育て支援員のことを考えておりますが、20年後、30年後ということの我が国の状態、福祉人材の確保ということを考えてするならば、私たちが子育て支援員と制度をつくる時、もう既に高齢者、障害者分野における福祉人材確保のことを頭の片隅に置いておかなければならないだろうと思います。

この子育て支援の仕組みというのは、市民の方で、福祉人材になっていただくということに興味を持っていただくということの本当に入り口を示すものであって、これは保育士の制度に直接つながるものでもなければ、他の専門職の養成につながるものではない。介護福祉士につながるわけでも、精神保健福祉士につながるわけでも、社会福祉士につながるわけでもない。即座につながるわけではないと思います。入り口として、まず、この領域に関心を持っていただく。そして興味を持って働いていただいて、そしてもっと関心が高まったら、専門的な教育をお受けいただくという入り口のところなのだろうと思います。

そのように考えると、繰り返して言いますが、できるだけ短い期間で、これを終わらせることが必要だろうと思います。

それから、高齢者、障害者分野のことについて、私たちは、今、ここで考えておく必要があると思います。

なぜならば、これらの領域も全部合わせて、将来的な何とか支援員という仕組みをつくるとしたら、そこでまたどの科目を入れるのかということで、物すごく大変な作業が必要になるのだろうと思います。

この段階でやるべきことは、私が、今、ここで言うところは、高齢者や障害者分野とともに学ぶべき共通の領域としての支援基盤というものを、先ほどの提案で言うと3時間用意し、その上に児童の基礎というものを3時間用意するという形で3時間を2日間で行えないか。これを現在で言うところの基本研修として考える。

子育て支援員として、私たちが今回提案するのは、基本研修ということで結構ですので、基本研修を6時間にさせていただいて、その内訳を支援基盤、これは高齢者、障害者分野でも共通に学べるもの、それから、それ以外の児童基礎ということをもた3時間という形に

内部を2つに分けておいていただけないかと思います。

そうすれば、他の部局で高齢者の領域でも同じ枠組みを使いたい、障害者の領域でも同じ枠組みを使いたいと言えば、通常の市民の方が最初は子育て支援に興味を持ったけれども、その後、介護にも興味を持ったというときには、そちらに移行しやすいようなそういう入り口にしておく必要があるのではないかなと思います。

では、実際にその3時間で何をやるのかという話です。

レジユメの真ん中あたりに書いてありますが、やるべきことは2つだろうと思います。

1つは、まず、この領域に入ってきていただく方というのは、個人として自分の家族の養育をするということ。自分の子どもを育てるということを経験された方であるだろうと思います。

ですけれども、今回、私たちが社会の仕組みの中で子育て支援にかかわっていただきたいと思う以上は、自分が持った情報はもう公的な情報であって、秘密は守らなければいけないということ。

それから、1人の職員として、秘密を守らなければいけないのだけれども、他の職員と連携をとって一緒に仕事をしなければいけないということがあるということ。

ですから、守秘義務に関することと連携に関すること、これはどんなに初心者でも、まず、知っておいていただかなければいけないことだろうと思います。

これが1点。

2点目は、人が人を支援するという。これは自分が自分の家族に支援するところとは違って、自分が自分の家族以外の人に対して支援するわけですから、価値判断が違ったり、今まで生きてきたプロセスが違ったり、いろいろなそごが起これるということがこれは支援論一般として言えることだろうと思います。

ですから、入り口の入り口として、この2つのところについて、先ほどの例で言うと、3時間でつまり90分の授業を2つで対応できないかというのが本日の御提案でございます。

もう一つ、児童基礎ということで、今までの話から言うとするならば、子育て家庭の現状という科目が1つ必要であろうと思います。

現状について説明をさせていただくというものが90分、それから、子育て支援員は何をやる人なのかということについて知っておいていただく。もちろんこの中で、児童虐待的な知識について必要になったり、障害児についての知識が本当に入り口の知識でしかないかもしれないけれども、入れるべきだろうとは思いますが、時間とするとそれぞれ90分ずつで。両方で3時間という範囲で対応できないか。あわせて基本研修として6時間程度、そのうち半分を障害や高齢者と共通するような形でできないかというのが提案でございます。

その提案の背景というのは、子育て支援の仕組みというのは、私は普通の市民の方にこの福祉分野に興味を持っていただく上ではとてもやりやすい、もしくはこのことについて取り組む意味がある、福祉人材確保にとっては有効なものであると考えます。

今まで、私たちはいろいろな形で福祉人材確保に取り組んできましたが、なかなかその成果が上がらない、もしくは上がりにくいという状態があると思います。

どうにかして、普通の市民の方が私たちの領域に入ってきていただけるルートをつくる、そのためにこの分野を大切にしていかなければいけないかなと思っています。

以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

今、また新たな提案がなされたと解釈をしてよろしいのかと思いましたが、2つのことだったと思います。

1つは、今回の子育て支援員という制度は、国の新たな新制度の中で、さまざまな子育て支援制度を充実させていくというときの人材が十分確保されない可能性があるというところで、しかし、今から保育士等を急に養成するというわけにもいかないということで、その隙間を上手に埋めていくような、人材を市民から確保していくというような制度として、提案されたのですが、それは、将来日本の社会をより福祉を柔軟にかつユニバーサルにやっていかなければいけない社会になっていくときの人材確保のいわば出発になるのではないかという、もっと大きな歴史的意味があるのではないか。

そう考えたら、これは将来、例えば介護福祉士等の仕事等にもついていけるような人材にリンクしていかなければいけなくなると、そういうことを念頭に置いた人材養成をしていく必要があるということで、2つ目の御提案は、それに応じてここで言うと支援基盤の研修と対象が児童であるという場合の原理の研修の2つに最初の基本研修は絞ったらいいかということですか。

ちょっと確認をさせていただきますが、今日事務局から提案された8つがあるのですが、今の新保提案によりますと、1の子ども家庭の現状というのは、支援基盤の中に残されたということになりますでしょうか。中身をもう一回検討するにしても。枠として。

それから、5の「対人援助の価値と倫理」というあたりを少し修正して、支援原論のような形でもう一回生かして、これで合わせて3時間ぐらいというような、こういう御提案でまずよろしいでしょうか。それともちょっと異なりますか。

○新保構成員 現行、提案されているものとの関係で言うと、多分、そういう形になると思います。

○汐見座長 はい。それを組み合わせてみて。

○新保構成員 組み合わせていくということですか。

○汐見座長 また、一から考えるのは大変なものですから。

○新保構成員 そのとおりです。私もそう思います。

○汐見座長 それで、第2段階のここで児童基礎と言われているところは、したがって、今回、出されているもので言うと、例えば、2がそれに当たりますし、3と4をくっつけたら1つ実際の実践の場面になりますよね。

そして6と7をくっけると虐待と障害というあたりが、今、1つの最低限理解してお



かなければいけないことになるかもしれません。

8について、先ほど尾木さんのほうからありましたけれども、これは緊急時の対応については、これはどこに入れるかですね。各部専門のところでも少しずつ違うので、必ず入れていただく形でそちらへ移すか、この基本のところでも何かの形に時間がとれるかどうかですけれども。

○新保構成員 そこにはそれほどこだわりを持たないです。

○汐見座長 そうですか。

ということで、今、提案されているものをちょっと最後のものを少し上に移すということであれば、7番までを組み合わせて、今の新保提案だと、支援原論のような基盤、それから子育て家庭の現状というものを組み合わせたものを最初の3時間。そして残りの中から子どもの理解とか、子どもに働きかけたり、あるいは保護者に対して子育てを支援するというときの理解等についてです。合わせて3時間と。

実際は、これを2回ぐらいに分けてやるという形でいいのではないかという御提案だったわけですね。

ありがとうございました。

ちょっと今日詰め切れないかもしれませんが、今の御提案も含めてもう少し御意見ください。

○松村構成員 よろしいですか。

○汐見座長 はい。

○松村構成員 基本的に、新保先生の考え方というのはすごくわかるのですけれども「支援基盤」と「児童基礎」としてしまうと、やはりちょっとわかりにくいかなと。やはりこの考え方をすごく入れるのだけれども、基本的にはやはり子育て支援員の基本研修ということを表に出したほうがわかりやすい。

ですから、二層の構造にすると、支援基盤は今の座長が言われたような整理でいいと思いますが、やはり表面的には、子育て支援員を育てるということを出したほうがよくて、結論的に言えば、高齢者とか障害者でするときに、子育て支援員で考えた理念なり、フィロソフィーなり、構造なりというものを援用してやるというのはいいと思うのです。

だけれども、ここの支援基盤でいきなりどの分野にでも共通する支援基盤にするのはちょっと無理がある、時間も短いし。

ですから、私も時間的に余り長くしないのは賛成だし、それから、多分、1日に7時間というのが無理としたら、土曜日2回にするとか、地方の人は交通の事情とかもありますので、その辺も考慮しないといけないとは思いますが、ただ、表面的には子育て支援員の基本研修にしたほうがわかりやすいかなと思います。

○新保構成員 いいですか。

○汐見座長 どうぞ。

○新保構成員 多分、おっしゃるとおりだろうと私も思います。

その上で、これは多分、事務局に整理していかなければいけないと思うのですが、厚労省の内部でこれをある程度整理して、もしこれを読みかえ可能なような状態になるのだったら、それで構わないだろうと私は思います。

現状でそれをすぐに詰めるということは事実上無理でしょうから、子育てに関することに焦点化をするというのはまず必要だろうと思います。

ただ、私自身はここで3時間とか6時間とかの研修を受けた方が介護の領域で働きたいといったときに、ここの3時間とか6時間が生かせる、6時間というのは初任者研修の130時間から見れば、物すごく短い時間です。介護の初任者研修が130時間なので、それと比べると、3時間とか6時間というのは物すごく短い時間ですが、ただ、普通の市民の方が福祉人材になっていただくということを目指したときには、ちょっとだけでも何かのメリットがあって、先に進むときに、介護人材になるときにも読みかえできるのだということが頭に残っていると、人材として参入してきていただけるのではないかなという思いを持ちます。

そののところだけ、できれば内部で調整をお願いしたいなと思います。

それ以外のところは、先生がおっしゃるとおり、私も同じような思いを持ちます。

○汐見座長 内部で、今、調整をとというと、なかなか難しいという感じはあるのですが、つまり、子育て支援員というよりは、福祉市民ワーカーのような新しいジャンルですね。福祉市民援助員というのでしょうか。そういう人材を大量に養成していくということとの兼ね合いのようなことを考えた上での科目設定。

それは、ただ、今のところ、それが法的にどうだこうだということまで詰めていくと、なかなか大変なことになるので、そのことを意識したような科目構成にしてあるという程度で、将来的にそうやって読みかえが可能であるようになるべくお願いしたいという程度の形でしか進められないのではないですか。

○新保構成員 私もそれはそう思います。

ですから、科目名をわざわざそこについて大枠は子育て支援員の基本研修で構わないです。けれども、そのうちの1つを支援基盤という科目名称にさせていただけないか、もしくは中身として支援基盤としていただけないかという思いを持ちます。

○汐見座長 これはどうでしょうか。

ちょっと新たなことが出てきましたけれども、それは、行政のほうから見たらどうですか。今からはなかなか難しいですか。それとも、そういうことで少し頭出しをしておくことはあり得ますか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今、いただいた御意見を踏まえ、科目自体の整理というのは、今、座長が整理していただいたような形で支援基盤ですとか、基礎みたいな形で整理をと思うのですが、若干その先の展開について、読みかえがどうかとなると、他部局と施策、それぞれ事情を抱えているので、そこは当然意識しながらという部分と、実際どう連携していくかはまた、多分介護なら介護なりの調整が必要になってくるので、今回、

この支援員の検討会のフレームの中で、そこまで手を伸ばして考えるのはちょっと難しいかと思うのですが、そういったことは意識しながら、進めていくというのは、非常に重要かと思えます。

○汐見座長 多分、新保構成員のあれは、それは簡単にできそうではないということの上で、ただ、科目をそういう名前にしておくことで、将来、うまくつなぐ可能性を残しておくということですよ。

○新保構成員 はい。そうです。

○汐見座長 今の提案されている科目を最大限生かしながら、そういう形に組みかえていくということで、御提案いただいたと理解したいと思えます。

今日提案していただいた科目名を少し変えるだけで大体それほど技術的には難しくはないと思えます。

ということは、今日決めておきたいというか、決められないかもしれませんが、大体の皆様のお意向は前回は9時間で、8時間よりは6時間程度でいろいろな人がでは受けてみようかなという気になりやすいような制度にしておいたほうがいいと。

いろいろな科目、あれもしたい、これもしたいということになりますけれども、それを大きく2つに分けてというような、今、御提案がありましたが、専門の各領域での研修については、なるべくそちらに移して、ここで勉強してみて、もう少し上を受けたいということがそこで出てくるような研修にしたほうがよろしいということで御提案いただいたのですが、これはちょっと皆さんの御意見、それで大体いいと思えますということであれば、そういう形で後で再度提案させていただくこととなりますが、どうでしょうか。

よろしいですか。

○薬師寺構成員 すみません。今、ちょっと新たな展開ということで、戸惑いはあるのですが、緊急時の対応につきましては、科目を起こすかどうかというのがありますが、やはり、子どもにかかわる仕事に就くところの責任性なり、子どもの特性を理解するという点では、一番リスクということを十分理解しておく、基礎的に理解しておくというのが非常に重要なことだと思いますので、実際に従事したときに、こんなリスク、こんな緊急時ということがあるのだということをそれぞれのコースに分かれる前に知っておいて、そしたら、私は小さい子はやめておくとか、いろいろ選択肢を考える際の考えにも影響を与えるべきものであるかと思えますので、科目を起こして60分するかというのは、また別の議論かと思うのですが、そういったリスクとか、緊急時の対応ということについて、本当にいろいろなアレルギーなり、いろいろなことがあると思えます。疾病もありますし、そういったことは基本研修に入れ込んでおくことは必要ではないかなと考えます。

○汐見座長 今回の8コマ目というのは、やはり原則としては残したほうがよろしいかという御意見ですね。

これはどの分野にでもかかわってくるということで、赤ちゃんであれば、突然死の症候

群の問題だとか、アレルギーが非常に大事ですから、やはりきちんとやるべきではないかという御意見ですね。

お願いします。

○尾木座長代理 今の御意見についてなのですが、橋本構成員の提案の中に、子どもの事故が発達と非常に関係があるというようなところで、少し入れ込むことができるのではないかと考えていまして、やはり1科目として残すのではなくて、どこかで触れるということは重要だとは思いますが、例えばこのもとの構成案で言いますと、保育の原理の中にある生命の保持ということも、やはり緊急時対応であるとか、どういうことを予防しなければいけないかというようなことと関連することだと思しますので、全く緊急時の対応というようなことを抜くという意味ではなくて、その要素は必ず入ってくるのではないかと考えています。

○汐見座長 基本の中のどこかにそのことは必ず触れるということ、1コマを必ずしもとらないで、入れ込むということも可能ではないかという御提案ですね。

ほかにどうでしょうか。時間も余りないですから、今日はきちんとしたところまでは行かないのですが。

○薬師寺構成員 すみません。

ですので、今、座長代理がおっしゃっていただいたような形で、本当に必要な科目というか内容は何なのかということのやはりダブリ感もあるかと思しますので、それが6時間以内におさまるのか、7時間になるのか、8時間になるのかということはあるかと思えますけれども、もう一度その内容の精査といいますか、ここは絶対残さないといけないという科目名の右横に内容もありますので、そこでダブリ感をもう一度精査するなり、それで実際に何時間やるのかという議論になるのかなとは思っています。

ちょっと最初から6時間ありきで行くと、ちょっと無理があるかもしれませんので、そういう議論をしていただければと思います。

○汐見座長 ありがとうございます。

予定された時間がそろそろ来てしまいますので、本日、新たな提案も含めて、今日で大体決まりましたというところまでは残念ながら行っていませんので、もう一回やるということになります。今日の議論を踏まえて、ぜひ大体1週間以内になりますけれども、文書で私はこうしたらどうかと思うという御提案を事務局のほうにぜひお寄せいただきたいと思えます。

それを大急ぎで整理していただいて、もう一回やらせていただくということにならざるを得ないと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○汐見座長 それでは、次の日程についてお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、本日はまことにありがとうございました。

次回の日程につきましては、10月17日金曜日に予定しております。

詳細につきましては、また事務局のほうから、後日、御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○汐見座長 それでは、どうも今日はいろいろな意見が出て、ありがたかったです。

どうもありがとうございました。

今日の検討会はこれで終わらせていただきます。